

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

平成25年度事業計画書

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的としている。

改正貸金業法第4条施行(完全施行)後3年が経過する中、業界の健全化は着実に進んでいるものの、貸付残高及び貸金業者数は大きく減少しており、業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況に置かれている。

このような状況を踏まえ、平成25年度は自主規制機関としての協会の設立目的に則し、協会員の貸金業法及び自主規制の遵守の更なる徹底を図るとともに、貸金業界が金融機関としての円滑な資金供給を適正に果たしているかという観点から検討を重ね、庶民金融としての貸金業の確立と社会的地位の向上を目指し、次の業務を行うこととする。

1 法令・諸規則等の遵守状況把握及び効果的指導の強化

- (1) 協会員の法令・諸規則等の遵守について、関係部門の緊密な連携のもとに協会員情報の共有を図り、一丸となって指導を実施することにより、協会員のコンプライアンス態勢の確立・持続を目指す。
- (2) 貸金業法令及び定款・業務規程・その他の規則を遵守するため、協会員の社内規則及び内部管理態勢の整備の支援を継続実施する。
- (3) 協会員のコンプライアンス態勢強化のため、法令・判例等検索システム、JFSAラーニング(学習支援プログラム)及び法務相談の問い合わせ対応等の会員サービスの提供を継続実施する。

2 法令・諸規則等の改定・整備

- (1) 協会員の法令・諸規則等の遵守状況並びに資金需要者への資金供給機能を検証するとともに、行政・関係機関等との協議、調整のうえ、法令・諸規則等の見直しについて検討し、必要に応じて建議を行う。
- (2) 民法(債権法)、犯罪収益移転防止法、会社法等の関係法令改正に伴う協会の諸規則を適切に整備する。

3 相談・苦情・紛争解決対応

- (1) 相談・苦情・紛争解決事案に対し、中立公正な立場から柔軟・迅速かつ適切に対応し、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、貸金業務に対する信頼を確保する。
- (2) カウンセリング手法を取り入れた相談対応機能の向上を図ることを目的とした協会員に対する研修を検討・実施するとともに、多重債務者に対するカウンセリング・相談体制を更に強化し多重債務問題対策の充実を図る。
- (3) 消費生活センターをはじめとする他の関係機関との多面的な連携を通じて、協会認知度の一層の向上及び一般消費者(資金需要者等)の協会利用機会の拡充を図る。

4 監査の実施

- (1) 貸金業者の業務の適正な運営を確保するため、協会員の法令及び協会の定款その他諸規則の遵守状況とそれを遵守するための内部管理態勢の実施状況などを確認し、指導するほか、法令等違反に対しては、厳正に対処する。
- (2) 実地監査は、法改正の原因となった多重債務者問題にフォーカスした監査を実施する。前年度同様大規模協会員を含め 100 社程度とし、このうち 4 分の 3 程度は消費者向無担保貸金業者に対して実施する。
また、書類監査は全協会員を対象に効率的かつ実態に見合った監査を実施する。
- (3) 書類監査と実地監査の連携を更に強化して実態把握を的確に行い、関係部門と連携した指導強化に努めることにより貸金業界の信頼性の底上げを図る。
- (4) 行政及び消費者団体等関係機関との意見交換及び情報交換等を行い、行政検査と協会監査の連携、監査結果に伴う処分との連動等、引き続き適切な役割分担や緊密な連携の強化を図る。

5 規律審査機能の強化

自立した自主規制機関として協会員からの法令等違反事案の届出・報告等の促進を図るとともに、前年度策定した措置方針並びに措置基準に則した法令等違反に対する厳正な対応と再発の未然防止を図る。

6 積極的な広報の実施

- (1) 定期的な機関誌等の発行を通じて、業務の適正な運営に資する情報、業界動向、協会活動等の情報を協会員へ積極的かつ効果的に発信する。
- (2) 協会及び業界の社会的地位の更なる向上を図るため、協会業務及び業界健全化の取り組み等に重点を置き業界関係者はじめ広く社会に周知する。
- (3) 一般消費者の視点に立った利用しやすいホームページへの見直しを図り、ヤミ金融等悪質業者からの被害防止や金融トラブル防止の注意喚起に関する消費者向けの情報発信を推

進する。

- (4) 各種調査研究の成果等のタイムリーなニュースリリースを実施し、マスメディアを通じた効果的な情報発信を行う。

7 資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

- (1) 協会ホームページを活用した一般消費者向け生活再建支援や家計管理診断等に関する効果的な情報提供を行う。
- (2) 金融知識の啓発や金融トラブル被害防止に関する一般消費者、学生等を対象とした出前講座に講師を派遣し消費者金融の健全な利用の仕方についての啓発活動に積極的に取り組む。
- (3) 資金需要者に対する啓発ツールを行政窓口・消費生活センター・協会員店舗等への配置・配布を通じて金融に関する知識の普及及び啓発を図る。

8 貸金業界ならびに資金需要者の現状等に係る調査研究の実施

- (1) 貸金業界が担う社会的役割及び健全な資金供給機能が適正に機能しているかについて検証し、課題解決のため必要と思われる施策の検討に資する調査研究を行う。
- (2) 貸金業に関連する税制等の調査研究及び必要な対応策の策定を行う。
- (3) その他協会として必要な法令等に関する調査研究を行う。

9 研修・講演会の実施

- (1) 資金需要者の立場に立って健全な資金を供給する貸金業界へレベルアップするため、貸金業者を対象とした業務研修会を地区協議会等と併せて全国 10 地区において効果的かつ効率的に実施する。
- (2) 貸金業の業務に従事する者のスキルの向上と資金需要者等の利益の保護を図るための講演会等を企画し適時実施する。
- (3) 各地区協議会等の要望に応じて地方別、目的別の研修会を適時開催する。

10 貸金業務取扱主任者資格に係る業務の実施

- (1) 平成 25 年度試験実施要領を公表し受験申込受付事務を正確に遂行して資格試験を確実に実施するとともに、試験問題作成事務を安全かつ効率的に実施する。
- (2) 登録更新者及び新規登録者の主任者登録申請等に対し正確かつ迅速に業務を遂行する。
- (3) 登録講習機関として登録の更新に向け諸準備を計画的に進めるとともに、平成 25 年度講習実施計画に基づき講習事務を円滑に実施する。

11 個人情報の保護の徹底

個人情報保護法第 37 条に基づく認定個人情報保護団体として協会員に対し、個人情報の安全管理に十分配慮した適切な組織及び環境整備の周知、個人情報漏洩等事案の協会への報告の徹底を図り、個人情報保護指針等の遵守並びに更なるコンプライアンス態勢の確立・持続に向けた指導に努める。

12 反社会的勢力による被害の防止

貸金市場における反社会的勢力等の排除に向けた態勢整備及び警察等との継続的連携により被害の防止に一層努める。

13 財務局及び都道府県行政への協力

貸金業法第 41 条の 8 の規定に基づき、貸金業の登録の申請、更新及び変更等、貸金業者に法令上求められている書類の受付事務について、財務局及び各都道府県に協力し円滑な処理を図る。

14 協会加入促進

- (1) 支援制度等の有効活用により、新規登録貸金業者及び協会未加入業者（登録更新時貸金業者）への加入促進を図る。
- (2) 行政等との連携を密にし、協会未加入業者への加入促進を強化する。

15 事務局体制の強化・充実

- (1) 組織改正後の事務分掌に基づく本部業務の効率的かつ円滑な推進を図るとともに、支部の機能を検証することにより業務の更なる合理化を図る。
- (2) 協会業務の見直し及び協会運営に係る経費の一層の削減等に取り組むことにより、次年度以降の単年度での収支の均衡を目指す。

16 関係機関等との連携強化

行政、指定信用情報機関、各地の消費生活センター、消費者団体、民放連等広告団体、日本クレジットカウンセリング協会等との適時、適切な意見・情報交換等を行い、一層の連携強化に努める。

以上